

北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を 実施することについての検討（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「北海道のみ日本脳炎に係る定期の予防接種が行われていないことは、国民の利便性や全国的な移動を考慮した場合、不合理な対応と思われる」等の意見を踏まえて、平成26年8月22日、厚生労働省にあっせんし、同年11月22日回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

青森から函館に家族で転居したが、幼児への日本脳炎の予防接種の案内が市役所から来ないため、函館市のホームページを確認したところ、北海道は日本脳炎の予防接種を行う必要のない区域に指定されているため、函館市では実施していないと掲載されていた。

北海道で生まれ育った子供であっても、将来的には仕事等で国内の日本脳炎発生地域や海外で生活することも考えられるので、国は国内全ての市町村で日本脳炎の予防接種を無料で実施してほしい。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、法第5条第2項に基づき都道府県知事が当該疾病の発生状況を勘案して定期の予防接種を行うことを要しない疾病に指定することができることとされている疾病として、施行令第2条において日本脳炎を規定していることの是非等について、厚生科学審議会において調査審議する必要がある。



（厚生労働省による回答状況等）

平成26年10月8日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、本件について調査審議された。

<参考1> 審議の結果

日本脳炎については、引き続き定期接種とすることが必要であるものの、北海道においては住民の感染のリスクや副反応のリスクを勘案して、地方公共団体の判断を尊重するとした考え方を変更する必要はないとされた。

<参考2> 北海道の対応

平成27年3月、北海道知事が委員を任命する北海道感染症危機管理対策協議会において、温暖化による日本脳炎媒介蚊の生息地域の拡大の懸念、本州との間で一定の割合の転出入が生じていることなどから、日本脳炎の定期接種化を行うべきといった報告書が取りまとめられたところ。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>